平成２９年（フ）第４１５号
大阪府富田林市甲田６丁目１番49号
破産者　株式会社ベジット
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４４４号
兵庫県尼崎市南七松町２丁目６番14号
破産者　三晃商事株式会社
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２９５号
北九州市小倉北区昭和町15番６－202号
破産者　株式会社メロンエンタプライズ
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１９３号
神奈川県相模原市中央区清新６丁目14番１号
破産者　スリーピース株式会社
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第６６号
北海道苫小牧市字糸井143番地23
破産者　有限会社石黒自動車板金
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第１１２号
北海道苫小牧市字糸井144番地37、住民票上の住所北海道苫小牧市澄川町６丁目３番６号
破産者　石黒　　裕
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第１２６号
福島県伊達市保原町上保原字上古田14番地
破産者　被相続人亡赤井源作相続財産
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第１０７７号
東京都三鷹市牟礼２丁目13番36号森川方２Ｆ
破産者　田澤雄一郎
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１２９９号
東京都調布市小島町１丁目13番地12マルト青木305
破産者　斎藤　一人
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３３５号
東京都日野市南平２丁目39番地の25
破産者　宮崎　健一
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３７０号
東京都府中市南町４丁目40番地２－515
破産者　大槻　一良
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５５１号
東京都国立市北３丁目１番の１　10－1109
破産者　小林美由起
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第６６１号
東京都調布市緑ケ丘２丁目12番地22コーポタニ201
破産者　上石　義隆
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１９２号
三重県松阪市甚目町662番地の１
破産者　株式会社大室電器製作所
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３４号
三重県名張市すずらん台東４番町115番地
破産者　草深　忠男
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第９２号
三重県鈴鹿市三日市町1557番地
破産者　有限会社ゼロワンシステムズ
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第９３号
三重県鈴鹿市平田本町２丁目19番27号
破産者　田中　慎一
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第９９号
津市河芸町杜の街１丁目５番地22
破産者　有田　祐子
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１０４号
三重県津市高茶屋小森町2325番地３　レオパレス白木蓮の丘102、前住所三重県松阪市鎌田町748番地　サニーマンション206号
破産者　岡田　　穣
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１４７号
三重県四日市市安島１丁目５番８号
破産者　株式会社マックス
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１６７号
三重県三重郡川越町大字亀尾新田79番地２、前住所三重県三重郡川越町大字亀崎新田12番地６
破産者　飯田　健作
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係